

お知らせ

発行／加茂市役所
〒959-1392 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号
TEL 0256-52-0080
FAX 0256-53-2729
ホームページ
<http://www.city.kamo.niigata.jp>
E-mail
kamo@city.kamo.niigata.jp
編集／総務課
印刷／(有)とう印刷

児童扶養手当の現況届、特別児童扶養手当の所得状況届

現在、児童扶養手当を受けている人は現況届を、特別児童扶養手当を受けている人は所得状況届を提出してください。

この届けは、引き続き手当を受けられるかどうかを審査するためのものです。届け出をしないと、手当の支払いが差し止められることがあります。

届け出の該当者には8月上旬に通知書を郵送します。

持つてくるもの 現況届または所得状況届、手当証書、印鑑と必要に応じ指定された書類、通知書

加茂中創立65周年PTA講演会
「子どもを叱れない大人たちへ」

講師 桂 才賀

桂才賀さんは落語家として高座、テレビ、ラジオで活躍する傍ら、少年院篤志面接委員の活動で全国の少年院を訪問しています。青少年と建前抜きの本音のつき合いを深める中で見えてきた親子関係の核心に迫ります。子どもとの関わり方をいっしょ

届け出の時期と場所 8月10日（水）～23日（火）までに福祉事務所児童障害係
問い合わせ 福祉事務所児童障害係（☎内線174）

ひとり親家庭等
医療費受給者証の更新

市では、母子・父子家庭または、両親がいても父か母に一定の障害がある家庭で、18歳未満の子を養育している人とその子どもの医療費を助成しています。

に考えてみませんか。
入場無料でどなたでも参加できます。ただし、入場整理券が必要です。

日時 8月25日（木）午後6時30分開場、7時開演
会場 文化会館大ホール

小・中学校、各コミセン、公民館、文化会館ほか
※入場整理券は16日（土）から配布。
事務局（☎521-0262）

ひとり親家庭等医療費受給者の期限は9月末までです。
現在、受給証をお持ちの方は更新の手続きが必要です。

更新が必要な方には8月上旬に申請書を郵送しますので、健康課国民健康保険係で手続きをしてください。

※更新しないと医療機関で適切な助成が受けられなくなります。
持つてくるもの 保険証（受給者全員）、印鑑、申請書、必要に応じ指定された書類

提出期限 8月23日（火）まで
問い合わせ 健康課国民健康保険係（☎内線163）

国民年金保険料免除制度

所得が少ない等の理由で保険料の納付が困難な方のために、申請のうえ承認されると保険料の納付が免除、猶予される制度があります。

保険料免除制度 全額免除制度と一部納付（4分の1、半額、4分の3納付）制度。

納付猶予制度 30歳未満が対象の若年者納付猶予制度と、学生が対象の学生納付特例制度。

いづれの制度も原則として前の所得を基準として審査されますが、退職（失業）等の理由で承認される場合もあります。

承認期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な資格要件（受給資格期間）に算入されます。
ただし、10年以内に免除期間の年金額は通常に収めた分に比べ減額されてしまいます。
また、納付猶予期間は追納しない限り年金額に反映されません。

6月までが1年度となります。
今まで免除申請をしていた方で、引き続き7月以降も免除を希望する方は再度手続きが必要です。

年度ごとに申請
免除申請の期間は7月～翌年6月までが1年度となります。
今まで免除申請をしていた方で、引き続き7月以降も免除を希望する方は再度手続きが必要です。

年金手帳、印鑑、失業中の方は雇用保険受給資格者証または離職票の写しをお持ちください。

問い合わせ 市民課国民年金係（☎内線115）

休日当番医

9:00～17:00

月 日	当 番 医	☎
7/17 (日)	服部クリニック	53-4680
18 (月・祝)	徳友医院	53-0167
24 (日)	須田医院	41-5025
31 (日)	星野内科医院	41-4141
8/7 (日)	小池内科消化器科クリニック	53-3355
14 (日)	吉田内科医院	57-7511

文化会館ガイド

☎53-0842

自主事業

第29回舞踊まつり チケット発売中

日 時
8月28日(日)
午後1時開演
特別出演
市山七十梅寿
長唄「後ろ面」
前売券
全席自由800円
(当日900円)



※チケットは文化会館、市民サービスセンター、参加団体にてお求めください。

◎毎週火曜日は文化会館の休館日です。

■夏休みだよ！親子による桐木工教室
桐たんす製作時に発生する桐端材を使い、職人指導のもとオリジナル小物を作ります。

ムクドリなど害鳥捕獲

果実をムクドリ、カラスなどの食害から守るため、銃器による一斉捕獲等を行っています。

実施期間内は大変危険ですので、関係者以外立ち入らないよう

午前の部(午前9時～正午)
午後の部(午後1時～4時)
参加費 3千円 募集 6人
締め切り 8月12日(金)
※応募多数の場合抽選。

会場 文化会館
申込み 加茂美術協会事務局
川口さん(☎52-13351)

期間 9月6日までの火・木・土曜日
時間 日の出から午前6時まで
※このほか臨時に実施する場合あり

区域 山島新田、加茂新田、須田地区の果樹地帯。
問い合わせ 農林課振興係(☎内線412)

ふれあい参観デー

「新潟の食で元気になろう」
をテーマに、ふれあい参観デーを開催します(入場無料)。

問い合わせ 食品研究センター
食品工学科(☎52-13267)
豆、小麦粉粘土
問い合わせ 食品研究センター
食品工学科(☎52-13267)
ベ物クイズラリー、新潟が香る
ロウソク作り、電子レンジ炒り
り、DNA分析実験、新潟の食
べ物クイズラリー、新潟が香る
ロウソク作り、電子レンジ炒り

懐かしの加茂 映写会

日 時 8月12日(金)午後2時～3時30分
会場 市立図書館視聴覚室

募集 小学生とその保護者10組(先着順)
締め切り 8月18日(木)
会場・申し込み 有限会社茂野
タンス店(田上町原ヶ崎☎57-3610)
http://www.kamono.com/

放送大学では第2学期(10月入学)の学生を募集中です。

放送大学はテレビやラジオの放送を通して学ぶ遠隔教育の大

放送大学10月入学生募集

日 時 8月21日(日)午前9時～正午、午後1時～4時
参加費 無料
募集 小学生とその保護者10組(先着順)
締め切り 8月18日(木)
会場・申し込み 有限会社茂野
タンス店(田上町原ヶ崎☎57-3610)
http://www.kamono.com/

放送大学では第2学期(10月入学)の学生を募集中です。

放送大学はテレビやラジオの放送を通して学ぶ遠隔教育の大

時30分～正午、午後1時～3時30分
会場 新潟県農業総合研究所
内容 食品研究センター(新栄町2)
米粉製造実演、フリー・ズドライ
野菜・果物試食)を午前、午後に
1回開催

日 時 8月7日(日)午前9時～30分
会場 公民館創作室
内容 折り紙で花のコースター
を作る

問い合わせ 民俗資料館(☎52-10089)
入場料 無料
申し込み 7月29日(金)まで
に公民館(☎52-11953)

■職人の技を体感しよう！
大人のための桐木工教室
伝統工芸士の職人から指導して
もらい、桐のイスを製作・体
験します。

働きながら学んで大学を卒業
したい、学びを楽しみたいなど、
さまざまな目的で幅広い世代、
職業の方が学んでいます。
詳しい資料を無料で送付しま
すので、お気軽に問い合わせ
ください。

会期 9月16日(金)～19日(月・祝)
搬入日 9月15日(木)
会場 文化会館
申込み 加茂美術協会事務局
川口さん(☎52-13351)

受付期間 8月31日(水)まで
資料請求・問い合わせ 放送大
学新潟学習センター(☎025-228
-126551)
http://www.ouj.ac.jp/

■夏休みだよ！親子による桐木
工教室
桐たんす製作時に発生する桐
端材を使い、職人指導のもとオ
リジナル小物を作ります。

うご協力をお願いします。
※このほか臨時に実施する場合
あり

会場 山島新田、加茂新田、
須田地区の果樹地帯。

問い合わせ 農林課振興係(☎内線412)

前号3ページ「伝統文化こども教室」で、箏の教室名が違っていました。正しくは「加茂箏曲こども教室」です。おわびして訂正します。

愛の血液助け合い運動実施中

献血にご理解と継続的なご協力を

皆さんのが病気になったり、事故に遭ったときなどの治療に使われる輸血用血液は、すべて皆さんの善意の献血で得られた血液で貯められています。

長期保存のできない血液を一年を通じて安全供給するため、皆さんのご理解と継続的なご協力をお願いいたします。県内では、献血バスが各市町村を巡回しているほか、3カ所の献血ルームで毎日受付を行っています。

※4月から採血基準が一部改正され、男性に限り400mL全血献血が可能な方の年齢下限が「18歳」から「17歳」に引き下げられました。

■輸血の安全性を確保するため、次の人々は献血をご遠慮ください。

- この3日間に出血を伴う歯科治療（歯石除去を含む）を受けた人。
- 女性の方で、現在、妊娠中、授乳中または6ヶ月以内に出産、流産した人。

献血日程 【400mL・200mL献血】

日 時	会 場	受 付 時 間
7月31日（日）	リオン・ドール加茂店	午前9時30分～11時45分 午後1時～3時30分
12月20日（火）	市役所	午前10時～午後0時30分
	県立加茂病院	午後2時～4時
2月11日（土・祝）	リオン・ドール加茂店	午前9時30分～11時45分 午後1時～3時30分
3月16日（金）	市役所	午後1時30分～3時30分

献血ルーム（12/31、1/1は休み）

受付時間 午前10時～午後5時30分（献血ルーム千秋は午前9時30分～午後5時）

献血ROOM@東堀ふるふる

献血ルームばんだい ゆとりろ

献血ルーム千秋

（☎0120-400389）

（☎0120-869950）

（☎0120-056339）



問い合わせ 健康課衛生係（☎52-0080内線162）

新潟県赤十字血液センター（☎0120-788224、<http://www.niigata.bc.jrc.or.jp/>）

国保がささえるあなたの健康



国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに、安心してお医者さんにかかることがであります。日ごろから収入に応じてお金（保険税）を出し合い、みんなで助け合う制度です。国保は医療保険の一つとして加茂市が運営しています。

職場の健康保険に加入している人と、その扶養家族、後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人などを除いて、すべての人のが国保に加入します。

保険証は8月更新

康課までご連絡ください。
また、今回から保険証の裏面に臓器提供の意思表示欄が追加されました。

①古い保険証は破棄

保険証（国民健康保険被保険者証）は、毎年8月1日に更新します。新しい保険証の色は「空色」で、今月下旬に家族の分をまとめて世帯主宛てに郵送しますので、大切に保管してください。8月になつても保険証が届かなかったり、保険証の記載事項に誤りがあったときは健

②保険証を受け取つたら

加入者の氏名などに間違いがないか確かめてください。

③資格がなくなつたら返却

職場の保険に加入したときや

他の市町村へ転出する場合は必ず届け出て保険証をお返しください。

他の市町村へ転出する場合は必ず届け出て保険証をお返しください。

④学生の場合 市外に住所を移している学生は申請により保険証を交付します。在学証明書または学生証の写しを添付し、市民課の窓口へ申請してください。

保険証の有効期限

通常、保険証の有効期限は毎年7月31日ですが、次の場合は有効期限が別に定められています。

▼退職者医療対象者は65歳まで

すでに退職者医療制度に該当

している人とその被扶養者で、

来年7月31日までに65歳になる

人の保険証は、有効期限が誕生

月の月末までです。

制度改正により退職者医療の

対象者が65歳までとなりました。

それらの人には、有効期限が切ります。

者証

8月1日現在70歳に達してい

る人（以下高齢受給者。ただし、

後期高齢者医療制度の対象者は

除く）の保険証には「兼高齢受

給者証・一部負担金割合2割

（平成24年3月31日までは1割）

または「3割」と表示されています。

高齢受給者となるのは70歳の

▼70歳になる人には兼高齢受給

誕生日の翌月（1日生まれの人

は誕生日）からです。

現在69歳で平成24年7月1日

までに新たに70歳になる人の保

険証は有効期限が誕生日の月末

（1日生まれの人は前月末）ま

でと表示されています。

それらの人には、有効期限が切れる前に一部負担金の割合が記載された新しい保険証（兼高齢受給者証）をお届けします。

退職者医療制度

国保加入者のうち、会社などを退職して、年金（厚生年金や共済年金）を受けられる65歳未満の人と、その被扶養者は「退職者医療制度」の保険証により、医療を受けます。

退職者医療制度は、本人の自己負担と保険税のほか、職場の健康保険などが出し合う拠出金を財源とします。

退職者医療制度の対象者は保険証を切り替えますので、必ず届け出してください。

対象者は、次の条件のすべてに当てはまる人（退職被保険者本人）と、その被扶養者です。

退職被保険者本人

1 国民健康保険に加入している65歳未満の人。

2 国民健康保険に加入している65歳未満の人。

3 年間収入が130万円（60歳以上の人や障害者は180万円）未満の人。

保険証の切り替えには年金証書（加入期間が書いてある証書）と国民健康保険証が必要です。

②厚生年金保険や各種共済組合の年金制度から老齢（退職）年金を受けることができる人で、これらの制度の加入期間が20年以上もしくは40歳以後の加入期間が10年以上ある人（雇用保険受給者、若年停止者を除く）。

被扶養者（扶養家族） 退職被

保険者と生活を共にし、主に退

職被保険者の収入によって生計を維持している次の人です。

①退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁でもよい）と三親等以内の親族、または配偶者の父母と子。

保険被保険に加入している

65歳未満の人。

65歳未満の人は、

▼75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度に

来年7月31日までに75歳に達する人の保険証の有効期限は誕生日の前日までと表示されています。

75歳になると「後期高齢者医療制度」に入れるため、75歳の誕生日が近くなると後期高齢者医療制度の保険証をお届けします。

75歳になると「後期高齢者医療制度」に入れるため、75歳の誕生日が近くなると後期高齢者医療制度の保険証をお届けします。

高額療養費

国保に加入している人の医療費が高額になったときに、一つの医療機関の窓口での支払いは、高額療養費の自己負担限度額まで済みます。

高額療養費の限度額は所得によって複数の区分がありますが、医療機関の窓口でその区分に応じた限度額を適用するためには「限度額適用認定証」が必要です。

■70歳未満

70歳未満の人が入院するときは、あらかじめ健康課の窓口に申請し、交付された認定証を提示することで、医療機関での負担が限度額までとなります。なお、外来や複数の医療機関への支払いでも自己負担限度額を超える場合は、いったん3割分

70歳未満の高額療養費自己負担限度額（月額）

回数 所得区分	3回目まで	4回目 以降※1
一般世帯	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%	44,400円
上位所得世帯 ※2	150,000円+（総医療費-500,000円）×1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 過去12カ月間に、1つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

※2 国保税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯。所得の申告がない場合も上位所得者とみなされます。

70歳以上75歳未満の高額療養費自己負担限度額（月額）

	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一般	12,000円	44,400円
現役並み所得者 (3割)	44,400円	80,100円+（総医療費-267,000円）×1% ※4回目以降は44,400円
低所得者II		24,600円
低所得者I	8,000円	15,000円

入院したときの食事代の標準負担額（1食当たり）

一般加入者（下記以外の人）		260円
住民税非課税世帯 低所得者II（70歳以上）	90日までの入院	210円
	90日超の入院（過去12カ月の入院日数）	160円
低所得者I（70歳以上）		100円

※住民税非課税世帯（低所得者I、II）の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。健康課の窓口にお申し出ください。

70歳以上75歳未満の人の所得区分

①現役並み所得者（3割負担）

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。

ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満、一人で383万円未満の場合は、申請により1割負担（平成24年4月からは2割）。

②低所得者II

同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人。

③低所得者I

世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人は、1食だくことで自己負担限度額を超えた分が支給されます。

210円（90日を超える入院の場合）は160円、70歳以上の人で所得が0円となる世帯の人は100円）に減額されます。

をしてください。
●限度額適用認定証など

●限度額適用認定証

●限度額適用・標準負担額減額認定証（更新の場合）

を支払い、後から申請していただくことで自己負担限度額を超えた分が支給されます。

の途中で75歳の誕生日を迎えて後期高齢者医療制度の被保険者となる方は、同一月でそれまで加入していた医療保険制度（国保など）と後期高齢者医療制度のそれだけで限度額を負担する場合があります。

の途中で75歳の誕生日を迎えて後期高齢者医療制度の被保険者の額の2分の1になります（1日生まれを除く）。

●限度額適用認定証（更新の場合）

達した月は、移行前後の医療保険制度で限度額がそれぞれ本来の額の2分の1になります（1日生まれを除く）。

●限度額適用認定証（更新の場合）

既に認定証をお持ちの人で引き続き必要と思われる人や、新たに認定を受けようとする人は、健康課国民健康保険係で手続き

人単位（外来のみ）と世帯単位（外来・入院）でそれぞれ自己負担限度額が設定されています。一般世帯、現役並み所得者は保険証だけを提示、低所得者I・IIに該当する人は、保険証と減額認定証を提示することで医療機関での負担が限度額までとなりります。

また、高額療養費は保険者とともに月単位で計算するため、月

●限度額適用認定証（更新の場合）

既に認定証をお持ちの人で引き続き必要と思われる人や、新たに認定を受けようとする人は、健康課国民健康保険係で手続き

●限度額適用認定証

●限度額適用認定証

の途中で75歳の誕生日を迎えて後期高齢者医療制度の被保険者となる方は、同一月でそれまで加入していた医療保険制度（国保など）と後期高齢者医療制度のそれだけで限度額を負担する場合があります。

の途中で75歳の誕生日を迎えて後期高齢者医療制度の被保険者の額の2分の1になります（1日生まれを除く）。

●限度額適用認定証（更新の場合）

●限度額適用認定証

●限度額適用認定証

の途中で75歳の誕生日を迎えて後期高齢者医療制度の被保険者の額の2分の1になります（1日生まれを除く）。

●限度額適用認定証（更新の場合）

既に認定証をお持ちの人で引き続き必要と思われる人や、新たに認定を受けようとする人は、健康課国民健康保険係で手続き

●限度額適用認定証

●限度額適用認定証

の途中で75歳の誕生日を迎えて後期高齢者医療制度の被保険者となる方は、同一月でそれまで加入していた医療保険制度（国保など）と後期高齢者医療制度のそれだけで限度額を負担する場合があります。

の途中で75歳の誕生日を迎えて後期高齢者医療制度の被保険者の額の2分の1になります（1日生まれを除く）。

●限度額適用認定証（更新の場合）

●限度額適用認定証

●限度額適用認定証

の途中で75歳の誕生日を迎えて後期高齢者医療制度の被保険者となる方は、同一月でそれまで加入していた医療保険制度（国保など）と後

国保特別会計

8年連続赤字

平成22年度の加茂市の国保加入者1人当たりの年間国保税（医療分+後期高齢者支援金分）は、7万3千626円、1世帯当たりでは13万1千769円となりました。前年度に比べ、1人当たりでは6.2%の減少、1世帯当たりでは7.1%の減少でした。

一方、1人当たりの年間医療費は30万8千46円となり、内訳をみると、国保一般が30万4千726円で、前年度に比べ0.2%の増加、退職が35万6千589円で、前年度比7.1%の減少となりました。

国民健康保険特別会計の収支状況の支出では全体の96%、約

歳入	単位：円
国民健康保険税	627,674,167
分担金および負担金	1,359,600
使用料および手数料	250,300
国庫支出金	737,194,137
療養給付費交付金	209,300,541
県支出金	123,079,052
共同事業交付金	367,485,837
前期高齢者交付金	713,331,727
財産収入	1,911
繰入金	211,913,717
繰越金	0
諸収入	4,438,823
合 計	2,996,029,812

歳出	単位：円
総務費	68,288,497
保険給付費	1,997,541,841
後期高齢者支援金	317,998,130
前期高齢者納付金	556,200
老人保健拠出金	24,401
介護納付金	141,133,669
共同事業拠出金	378,598,568
保健事業費	41,165,628
基金積立金	1,911
公債費	252,054
諸支出金	15,441,479
予備費	0
前年度繰上充用金	53,607,977
合 計	3,014,610,355

①所得割額→基礎控除後の所得 金額の6・16%	78%	②資産割額→固定資産税額の19・ 3均等割額→被保険者1人につ き年2万5千円
④平等割額→1世帯につき年1 万9千円		

などの支出に充てられています。
また、これらを賄う収入は、
皆さんから納めていただく国保
税や国からの負担金、社会保険
診療報酬支払基金からの交付金
や一般会計からの繰入金などと
なっています。

なんでお医者さんの上手なかか
り方を心がけましょう。

家庭医を持つ

国保税の計算方法

- ▼後期分
 - ①所得割額→基礎控除後の所得
金額の1・80%
 - ②資産割額→固定資産税額の7・
80%
 - ③均等割額→被保険者1人につ
き年8千円
 - ④平等割額→1世帯につき年5
千円

国保に加入している40歳～64歳の人は医療保険分（医療分）と後期高齢者支援分（後期分）、介護納付金分（介護分）を合わせた額を、国民健康保険税として世帯主から納めていただくことになっています。

40歳～64歳の人（介護保険の第

あなたの病歴や体質、生活環境や健康状態をよく知っている家庭医を持つことは、病気の治療にたいへん役立ちます。

あなたがお医者さんと同様の計算方法で医療分、後期分の額を算出し、それに介護分の額を合計した額になります。また、年度の途中で40歳になる人は40歳の誕生日が属する月（1日が誕生日の場合はその前月）から介護分を併せた国保税を納めます。

今年度の納期は7月から翌年3月までの9回です。

また、国民健康保険に加入している世帯主および世帯全員が65歳以上75歳未満の世帯は、原則として年金からの天引きによる特別徴収によって納めていた平成23年度の国保税は、前年度と同じ税率で計算します。

医療費は大切に使いましょう

受診は時間内 急病など特別な場合のほかは時間外や休日の受診は避けましょう。

ハシゴ受診はやめる お医者さんを次々と替える人がいますが、これは同じ検査を何回もしたりしてムダなばかりか、薬が重なったりして危険なこともありますので、やめましょう。

40歳未満の人と同様の計算方法で医療分、後期分の額を算出し、それに介護分の額を合計した額になります。また、年度の途中で40歳になる人は40歳の誕生日が属する月（1日が誕生日の場合はその前月）から介護分を併せた国保税を納めます。

40歳未満の人（介護保険の第一号被保険者） 40歳未満の人と同様の計算方法による医療分と後期分の合算額となります。年度の途中で65歳になる人は、65歳になる月の前月（誕生日が1日の人はその前々月）まで介護分が計算され、65歳になった月の分からは第一号被保険者の介護保険料を納めることになります。

40歳未満の人（介護保険の第一号被保険者）

40歳未満の人と同様の計算方法による医療分と後期分の合算額となります。年度の途中で65歳になる人は、65歳になる月の前月（誕生日が1日の人はその前々月）まで介護分が計算され、65歳になった月の分からは第一号被保険者の介護保険料を納めることになります。

40歳未満の人（介護保険の第一号被保険者）

40歳未満の人と同様の計算方法による医療分と後期分の合算額となります。年度の途中で65歳になる人は、65歳になる月の前月（誕生日が1日の人はその前々月）まで介護分が計算され、65歳になった月の分からは第一号被保険者の介護保険料を納めることになります。

40歳未満の人（介護保険の第一号被保険者）

40歳未満の人と同様の計算方法による医療分と後期分の合算額となります。年度の途中で65歳になる人は、65歳になる月の前月（誕生日が1日の人はその前々月）まで介護分が計算され、65歳になった月の分からは第一号被保険者の介護保険料を納めることになります。

国保税 忘れずに納付を

国保税は、国保を運営するうえでとても大切な財源です。未納や納め忘れなどがあると、国保財政は苦しくなり、十分な給付ができなくなります。

国保税は、納期限までに納めるようご協力ください。

▼納付は口座振替 口座振替は1回の手続きで確実に納税できます。便利な口座振替をご利用ください。

非自発的失業者に係る 国保税の軽減措置

倒産・解雇・雇い止めなどの非自発的な失業のため社会保険を脱退し、国保に入した人にに対する国保税の軽減措置です。

対象者 次のすべての条件を満たす人です。

- ①平成21年3月31日以降に失業した人。
- ②失業時点で65歳未満の人。
- ③雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職者）、特定理由離職者（雇い止めなど

市民サービスセンターの窓口にあります。25日までの申し込みは、翌月納期分から口座振替納付となります。

▼納付はいつから 他の市町村から転入してきたときや職場の健康保険などをやめたときなど国保の資格を得た月の分から納めていただきます。届け出をしたときからではありません。

交通事故に遭つたら 届け出を

交通事故など、第三者（加害者）から受けた傷害による医療による離職者）である。

※雇用保険受給資格者証の第1面「12 離職理由」欄に記載の離職理由コードが11、12、21、22、31、32、23、33、34の人が該当します。

軽減内容 国民健康保険税の所得割を算定する際に、非自発的失業者の前年の給与所得を30／100として算定します。

軽減期間 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。ただし、21年度以前にさかのぼること不可。

申請方法 国民健康保険証と雇用保険受給資格者証の原本を持参し、健康課窓口へ。

費は、原則として加害者が負担すべきものです。

しかし、その負担（弁償）が不十分であったり、遅れたりする場合には、国保や後期高齢者医療制度の保険証を使って治療

を受けることができます。

この場合、医療費を医療保険が一時的に立て替えますが、あ

るときは、「第三者行為による被害届」を健康課国民健康保険係に提出してください。

■届け出の際の注意 ①加害者の住所、氏名、自動車損害賠償責任保険の加入の有無を確認。

②交通事故証明書を取り寄せる。

③保険証と印鑑を持参する。

■事故に遭つたときは ①軽いけがでも、必ず警察へ届ける。

②免許証、車検証、保険証などを相手を確認する。

③自動車のナンバーを控える。

④示談をする前に健康課国民健

康保険係へ相談（加害者から治

療費を受け取つたり、示談をす

ると保険証は使えません）。

後期高齢者医療制度

■保険証の色は8月から若草色

後期高齢者医療制度の保険証

が8月1日に更新されます。

8月になつても保険証が届かなかつたり、保険証の記載事項に誤りがあつたときは健康課までご連絡ください。

■自己負担割合の判定

毎年、前年の所得状況により8月1日からの自己負担割合を判定します。

判定します。

新しく保険証に記載される自己負担割合は平成22年中の所得状況に基づいて判定します。

自己負担割合の判定は同一世帯に属する後期高齢者医療制度加入者の所得状況で行います。

同一世帯の加入者の中に、住民税課税所得が145万円以上の所得者がない人。

1割負担となる人

同一世帯の加入者の中に、住民税課税所得が145万円以上の所得者がある人。ただし、次に該当する場合は申請により1割負担になります。

3割負担（現役並み所得者）となる人

同一世帯の加入者の中に、住民税課税所得が145万円以上の所得者がいる人。ただし、次に該当する場合は申請により1割負担になります。

①同一世帯に加入者が1人の場合で、その人の収入合計金額が383万円未満（または、その人の

収入と同一世帯の70～74歳の人全員の収入合計が520万円未満）

②同一世帯に加入者が複数いる場合で、加入者全員の収入合計金額が520万円未満

■保険料の納付方法

金額が平成23年度分の保

険料は7月中旬に個別に保険料額決定通知書でお知らせします。

所得割（基礎控除後の前年中の所得の7・15%）と均等割（1人当たり3万5千300円）の合計で算定します。

■保険料の軽減制度（申請は不要）

加入者と世帯主の平成22年中の合計所得が一定基準以下の人は均等割額の9、8.5、5、2割が軽減されます。また、加入者の所得が一定基準以下の人は所得割の5割が軽減されます。制度加入前日において会社の健康保険などの被用者保険（加茂市の国保、国保組合を除く健康保険）の被扶養者であった人は所得割の5割が軽減されます。制度加入前日において会社の健康保険などの被用者保険（加茂市の国保、国保組合を除く健康保険）の被扶養者であった人は所得割の5割が軽減されます。度加入前日において会社の健康保険などの被用者保険（加茂市の国保、国保組合を除く健康保険）の被扶養者であった人は所得割の5割が軽減されます。

納める「特別徴収」と納付書または口座振替で納める「普通徴収」があります。保険料の納付方法は、原則として年金から納付されています。

※7月中旬に送付される保険料額決定通知書に納付書が同封されている人は普通徴収です。

問い合わせ 健康課国民健康保険係（☎内線163）、新潟県後期高齢者医療広域連合（☎025-285-30021、<http://www.niigata-kouiki.jp/>）



暮らしのかレンダー

7月・8月

保健・衛生事業の日程は、健康カレンダーをご覧ください。

7月 25 (月) 赤口	・公民館・市民体育館休館日 ・民俗資料館休館日 ・七谷、中央、上条、下条、須田コミセン休館日	2 (火) 先負	・老人将棋道場 ゆきつばき荘 9:30~16:30 ・温水プール休館日
26 (火) 先勝	・なんでも健康相談会 下条コミセン 9:30~11:30 ・老人将棋道場 ゆきつばき荘 9:30~16:30 ・温水プール休館日	3 (水) 仏滅	・心配ごと相談 市役所相談室4 9:00~16:00
27 (水) 友引	・行政相談 市役所相談室1 9:00~11:30 ・心配ごと相談 市役所相談室4 9:00~16:00 ・公証法律相談 市役所相談室3 13:00~16:00 ・読書会 市立図書館 13:30から	4 (木) 大安	
28 (木) 先負	・読もう、語ろうイギリス文学 市立図書館 10:00から	5 (金) 赤口	・老人囲碁道場 ゆきつばき荘 9:30~16:30
29 (金) 仏滅	・老人囲碁道場 ゆきつばき荘 9:30~16:30	6 (土) 先勝	・心配ごと相談 上町コミセン 9:00~12:00 ・司法書士による無料法律相談 (司法書士会三条支部相談員:外山量一さん 前日までに要予約 (☎52-9443)) 上町コミセン 9:00~12:00 ・映画鑑賞会(一般)「氷雪の門」 市立図書館 14:00から ・古典文学の集い 市立図書館 14:00から ・民俗資料館休館日
30 (土) 大安	・総体 登山 平ヶ岳 ・民俗資料館休館日	7 (日) 友引	・休日当番医 星野内科医院 ☎41-4141 9:00~17:00 ・献血(400ml、200ml) リオン・ドール加茂店 9:30~11:45、13:00~15:30 ・民俗資料館休館日
31 (日) 先勝	・休日当番医 小池内科消化器科クリニック ☎53-3355 9:00~17:00 ・総体 野球(一般、壮年の部) 七谷野球場ほか 8:00から ・水泳 市民プール 8:30から ・民俗資料館休館日		
8月 1 (月) 友引	・民俗資料館休館日 ・七谷、中央、上条、下条、須田コミセン休館日		

市立図書館 夏休み中の休館日を臨時開館 図書館内で学力向上のための勉強をする方々のため、夏休み中の休館日(月曜等)を開館します。ご利用ください。 臨時開館する日 7月18、19、25日、8月1、8、15、22、29日 開館時間 午前9時~午後6時 利用できる場所 1階閲覧室と2階学習室 問い合わせ 市立図書館(☎53-3500)

人口のうごき 7月1日現在	
世帯	10,180 (+1)
人口	30,401 (-22)
男	14,678 (-18)
女	15,723 (-4)
	()内は前月比
	(6月異動分)
出生	13(男7女6)
死亡	34(男20女14)
転出	39 転入 38

※入賞者には商品券を進呈。
に加茂市商店街協同組合申込み電話番号
住所、氏名(ふりがな)、年齢、
応募方法 1人2句以内(厳守)。
必要事項 投稿句、郵便番号、
クス、持参も可。
で記入し、ご応募ください(ファックス)
ながいきストリート逸品フェア
アで大通りアーケードに掲示
(10月1日~11月13日)する川柳を募集。句題は「顔」または
はがきの裏面に必要事項を楷書
五にまとめてください。
友人、世界の人々の顔や動物の
顔など、おもしろい句を五・七・
五にまとめてください。

ながいきストリート
川柳募集句題「顔」

住宅用火災警報器
取りつけましたか

住宅用火災警報器は、いち早く火災の発生を知らせ、逃げ遅れを防ぐことができます。大切な家族を火災から守るため、取り付けましょう。 問い合わせ 加茂地域消防本部(☎52-1770)